

給与規程

(目的)

第1条 この規程は、HIF 職員給与に関し必要な事項を定める。

2. 定時職員については、労働基準法の定めによる。

(給与の体系)

第2条 給与の体系は月給制として次の通りとする。

基本給（年齢給・資格給）

諸手当（職務手当・通勤手当）

2. 基本給は HIF が定めるところにより、代表理事が決定する。

3. 職員が職務の級からほかの職務の級に移る場合の号給は、代表理事が決定する。

(職務手当)

第3条 職務手当は、事務局長及びセクションリーダー、チーフコーディネーターに代理理事が定めるところにより支給する。

(通勤手当)

第4条 通勤手当の支給額

(1) 公共交通機関利用者		実費支給
(2) マイカー通勤者		
(イ)	通勤距離が片道 2 km未満の者	0 円
(ロ)	” 2 km以上 10 km未満の者	4,200 円
(ハ)	” 10 km以上 15 km未満の者	7,100 円
(ニ)	” 15 km以上 25 km未満の者	12,900 円
(ホ)	” 25 km以上の者	18,700 円

(初任給、給与等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となる者の給与は、HIF が定める給与規則による。

(給与改定の時期)

第6条 昇給は毎年4月とする。なおその昇給については HIF の業績と人事構成、各人の HIF 貢献度により代表理事が決定する。

(給与の支給方法)

第7条 給与は前月21日から起算し、当月20日をもって締め切って計算し、支給日は当月の25日とする。但し、支給日が土・日曜日又は休日に当るときは前日又は前々日とする。

2. 給与は全額を通貨で支払う。支払方法は金融機関の本人名義の預金口座に振り込むこと
によって支払うこととする。

(附 則) この規程は、2015年10月1日から適用する。